



第1章 港湾運送事業における適正取引推進の必要性

日本の物流の要である港湾運送事業において、労働環境の厳しさや人口減少等により担い手不足が深刻化している。物価上昇のみならず、労働環境の改善等のための適正な価格転嫁に向け、取引環境の改善が必要。

第2章 適正取引に関係する法令について

港湾運送事業の適正取引にあたっては、港湾運送事業法、取適法、独占禁止法等の遵守が必要。本ガイドラインは、海外の事業者も含めた関係者に向け、これらの法令の遵守及び適正取引推進のための望ましい取引について整理する。

第3章 取引上の問題点と望ましい取引形態

法令違反となりうる取引上の問題点

運賃・料金の設定、運賃・料金の適切な協議

- ◆原価計算を提示したが一方的に低い運賃・料金を設定される。
- ◆運賃・料金の見直し協議を求めても運送委託者が応じない。
- ◆従量制運賃・料金において、運送委託者から追加作業員の要請があった場合の料金設定につき、協議に応じて貰えない。

運賃・料金の減額

- ◆運送委託者の業績悪化や協力金の名目等を理由に運賃・料金の減額を要請される。

運送内容の変更

- ◆船舶の遅延時、待機料金が支払われない。

運送に係る附帯業務の提供

- ◆船内やCY内におけるコンテナ移動等の附帯作業に対し、対価が支払われない。
- ◆CYにおいて運送委託者が一方的に決めた長期の期間で無償で貨物を保管させられる。

所定外労働時間の改善

- ◆半夜や土日祝日等における割増料金の契約設定について協議に応じてもらえない。

等

望ましい取引形態

運送委託者と運送受託者は、双方の事業環境や経済状況等について定期的に情報共有や意見交換を行う。

運送受託者は運送原価だけでなく必要な指標・データ等を活用し、価格転嫁の協議を行い、運送委託者は真摯に応じ、価格転嫁の受入れを検討する。

一方的な値引き要請に対しては根拠の提示を求め、原価を下回る運賃には応じず、粘り強く交渉をする。

運送依頼のキャンセルや変更の費用請求について契約書等に明記する。

業務や責任の範囲を契約書に詳細に記載、記載のない作業のため「その他附帯業務」規定を設け実費請求を可能とする。船社に適正な無償期間の設定と必要な費用負担を求め、荷主はCYは自社貨物の保管施設ではないことを認識する。

運送委託者は所定外労働に対する割増料金を適正に支払う必要があり、契約書等に明記する。

等

第4章 取引適正化の実現に向けた具体的な取組

港湾運送業界における具体的な取組例

- (1) 運賃・料金協議においては、適正な原価計算に基づくことを原則とし、各種割増料金等も契約書等に明記できるよう協議を行う。また、人手不足等の港湾運送業界の課題について運送委託者と日頃から情報共有を図るように努める。
- (2) 必要なサービスの提供を維持するため、港湾運送の魅力の発信や向上に向けた取組等を行い、雇用の確保に努めるとともに、労働環境の改善及び生産性の向上を図るための自動化・遠隔化された荷役機械の導入等にも取り組む。
- (3) 港湾運送業界団体は、業界内における商慣習の見直し、船社・荷主との関係も含めた適正取引の推進や生産性・付加価値向上を図るため、自主行動計画を速やかに策定する。

船社・荷主における具体的な取組例

- (1) 港湾運送における労務費等の上昇や人手不足等の事業環境についても十分に理解し、港湾運送事業者から運賃・料金に関する協議の申出があった場合は真摯に応じ、十分な協議を踏まえて適正な運賃・料金を決定する。特に運送委託を行う船社においては、港湾運送の費用を可視化したうえで、荷主等に対して適切な価格転嫁を行うように努める。
- (2) 協議を行うにあたっては、検討に必要な情報を運送受託者に示すとともに、回答に時間がかかる場合には回答予定期間を示すなど、協議の円滑な実施に努め、また、所定外日時の荷役に係る割増料金や貨物の波動性に対応した料金設定、運送依頼のキャンセルや変更時の費用負担関係を契約書等に明記する。
- (3) 運送作業以外の附帯業務に係る運送受託者の負担を認識し、適切な費用負担を行う。例えば、コンテナヤード内にコンテナを一時蔵置する場合、コンテナヤード全体の円滑な運用のため、保管費用の負担や適切な蔵置期間の設定を行う。
- (4) 労働環境改善のため、船舶の遅延や作業時間の変更等が発生する場合には速やかに連絡を行う。労働者の確保が困難な時間帯の作業が発生する場合には、運送受託者と協議のうえ、作業時間の調整等の対応を図る。

契約書等において明記することが望ましい特記事項

- 1、作業範囲(基本料金の適用される範囲)
- 2、割増料金(半夜・深夜、土日祝日等)
- 3、待機料金(荷役待機の間の料金)
- 4、最低料金(少量貨物時、キャンセル時の料金)
- 5、その他(契約書等にない事項の協議)